

令和6年度県政テレビ広報番組制作・放送委託事業者選定企画プロポーザルについて、次のとおり公告する。

令和6年2月22日

沖縄県知事 玉城 康裕

## 1 目的

県民の理解と協力に基づく開かれた行政を運営するためには、県政情報を県民に提供する必要がある。その手段の一つとして、テレビ媒体を通じ、県の重要施策や主要事業等について広報活動を行っていく必要がある。

その際、テレビ番組の制作・放送を委託する必要があることから、企画プロポーザルを行い、企画内容や表現技術等を審査することにより、当該事業の目的や内容を着実かつ効果的に遂行できる業者を選定する。

## 2 委託業務名

令和6年度県政テレビ広報番組制作・放送業務委託

## 3 委託業務の内容

県政テレビ広報番組の制作・放送

詳細については、令和6年度県政テレビ広報番組制作・放送に関する仕様書のとおり。

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有している者でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (11) 主体となってテレビ番組を企画・制作した実績を有すること。
- (12) 設立から1年以上経過し、意思決定機能を有する事務所を県内に設置する制作会社で、かつ、テレビ局と相当の取引実績があること。
- (13) 番組打合せ、台本の制作のほか、ロケ及びスタジオ収録、試写、編集作業で必要な指示を行う県内在住の専任ディレクターが少なくとも1名所属していること。
- (14) ロケ及びスタジオ収録を行う県内在住のカメラマン、音声担当、編集担当が、それぞれ少なく

とも1名ずつ所属していること。また、それらが使用するビデオカメラ機材、音声機材、編集機材が、それぞれ少なくとも1式ずつ自社で所有していること。

- (15) 本件業務は、2以上の者を構成員として結成された共同企業体でも可とする。この場合、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
  - ウ 全ての構成員が上記参加資格(1)から⑩までの要件を満たし、いずれかの構成員が⑪から⑭までの要件を満たすこと。
  - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

## 5 備考

令和6年度県政テレビ広報番組制作・放送委託事業は、令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

## 6 書類の提出先及び問合せ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）  
沖縄県知事公室 広報課 広報広聴班 担当：兼島（かねしま）  
電話：098-866-2020  
FAX：098-866-2467

## 7 様式等ダウンロードファイル

- (1) 企画プロポーザル実施要領
- (2) 企画プロポーザル参加申込書【様式1】
- (3) 制作体制等状況調査【様式2】
- (4) 共同企業体協定書【様式3】
- (5) 誓約書【様式4】
- (6) 質問票【様式5】
- (7) 契約書（案）
- (8) 仕様書（案）
- (9) （参考）令和5年度広報テーマ一覧
- (10) インフォメーションデザインにおける参考資料